様式第２号（第３条関係）

処　分　基　準　整　理　票

処　　分　　名	大津市コミュニティセンターの会議室等の使用の許可の取消し	
根　拠　法　令　名	大津市コミュニティセンター条例	（条項）第５条第４項
基　準　法　令　名	大津市コミュニティセンター条例 大津市暴力団排除条例	（条項）第５条第４項 （条項）第８条
所　管　部　署	市民部自治協働課	

【処分基準】　・文書の名称【　　】

・掲載図書等【　　】

・内　　容　　■全部記載　　□一部・項目のみ記載

施設の使用許可の取消しは、大津市コミュニティセンター条例第５条第４項各号に掲げる事由又は大津市暴力団排除条例第８条前段の規定に該当したときに行う。

なお、大津市コミュニティセンター条例第５条第４項第３号で引用する「前項各号」のうち、同項第３号に規定する「その他センターの管理上支障があると認められるとき。」とは、大津市コミュニティセンターの管理運営に関する規則第４条各号のいずれかを遵守せず、若しくは遵守しないおそれがあるとき、又は次のいずれかの事項に該当するときとする。

１　施設の用途と異なる目的で使用するとき。
２　火の使用を認められている室以外の室において、火の使用を伴う事業を行うとき。
３　音、におい、振動等により他の利用者に著しい支障をきたす恐れがあるとき。
４　その他、上記以外で所長が管理上の支障があると認めたとき。

【根拠法令】

大津市コミュニティセンター条例

（使用の許可）

第５条　　略

２　　略

３　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の使用を許可しない。

(1)　公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
(2)　センターの施設又は設備を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。
(3)　その他センターの管理上支障があると認められるとき。

４　市長は、会議室等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

(1)　この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
(2)　使用の許可の条件に違反したとき。
(3)　前項各号のいずれかに該当したとき。

【基準法令】

大津市暴力団排除条例

（市の公の施設の使用における措置）

第８条　市長若しくは教育委員会又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設の使用の許可の申請があった場合又は当該公の施設の使用の許可をした後において、当該使用が暴力団を利すると認めるときは、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める他の条例の規定による場合のほか、当該使用を許可せず、又は当該使用の許可を取り消すことができ

る。この場合において、当該不許可又は許可の取消しの処分は、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める当該他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。

大津市コミュニティセンターの管理運営に関する規則

（入館者の遵守事項）

第４条　センターの入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　センターの施設又は設備等を汚損し、又は毀損しないこと。

(2)　他の入館者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。

(3)　その他係員の指示に従うこと。

※　処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。